



患者に交付する書面の意義と効用



加藤法律事務所 弁護士 水上 裕嗣

2019年8月発刊の『CISJ NEWS』では、歯科医院の活動の中核をなす歯科診療そのものを律する歯科診療契約について取り上げました。本稿では、前回の最後に少々触れました、患者に交付する書面の法的な位置付けとその効用について取り上げるとともに、書面の簡単な作成例を紹介します。

※なお、本稿では、医療法人を示す意味で便宜上「歯科医院」を契約当事者として解説しますが、個人が開設者となっている場合には、その開設者である「歯科医師」が契約当事者となりますので、そのように読み替えてください。

1 歯科診療契約を巡る法律関係

歯科診療において患者に交付する書面について取り上げるに当たり、まずは、『契約』『歯科診療契約』及び『治療行為の適法性』について、おさらいも含め簡単に説明します。

(1)契約とは、当事者双方の意思表示の合致、すなわち合意によって成立する約束です。契約は、通常、一つの事柄のみではなく、複数の事柄についての約束で形成されています。

契約は、合意さえなされれば、口頭やメールでも成立しますが、合意した内容を明確にするため、書面によって契約を成立させることが一般的に行われています。この書面を『契約書』といいます。

(2)歯科診療契約は、歯科医院と患者との間で締結される契約で、民法に定められた準委任契約(民法第656条)というタイプの契約であるとされています。この契約によって、歯科医院は、患者を診察・治療する義務を負い、対価として診療報酬を受領する権利を得ることになります。

また、歯科医院は、歯科診療契約に付随する義務として、患者に対する説明義務を負います。歯科医院としては、診療当時の一般的な認識に基づいて、出現頻度の高い合併症や、一定の出現頻度のある重篤な合併症を、事前に患者に説明すべきであるとされています。

(3)歯科医院の行う治療行為には、患者の身体を直接侵襲する行為(切開、抜歯等)や、侵襲するリスクのある行為(投薬等)が多く存在します。このような危険性を有する治療行為が刑法上の傷害罪に問われないのは、①治療を目的としていること、②医学的に承認された方法で行われていること、③患者の承諾を得ていること、の3要件を満たしている場合に限られます。患者の承諾を得ているからこそ、治療行為の適法性が認められるということになります。

2 患者に交付する書面の法的な位置付け

以上の法律関係を踏まえ、患者に交付する書面の法的な位置付けについて整理します。

(1)契約書

上記のとおり、契約は、口頭の約束でも成立します。そうであるにもかかわらず書面を作成するのは、合意した内容を明確にする必要がある場合です。契約書は、重要な事柄に関する意思表示を契約書という書面の上で明確に行うもの、と言い換えてもよいでしょう。

歯科診療契約により、歯科医院は、患者を診察・治療する義務を負う一方、対価として診療報酬を受領する権利を得ます。重要な事柄を含むので契約書を作成したほうがよいように思われますが、歯科診療契約の契約書を作成しているケースは多くないように見受けられます。

(2)承諾書等

歯科医院において交付される『承諾書』『同意書』等と題される書面には、大きく分けて2種類のものがあります。

①一つは、上述の歯科診療契約のうち、患者側の意思表示、特に治療費を支払う義務を認める意思表示を記載した書面です(本稿では便宜上「治療費承諾書」と呼びます。)。この書面が作成されることにより、患者には、書面に記載されたとおりの治療費を支払う義務が生じます。(契約書に代わるものですので、次項では契約書と同分類として説明します。)

②もう一つは、治療選択に関するものです。歯科診療契約に基づいて診察ないし検査が行われ、具体的な治療方針が示されると、患者は、その治療を受けるかどうかを選択し、治療を受ける場合には『承諾書』『同意書』『確認書』などといった書面が作成されます。これらの書面は、患者が具体的な治療行為を承諾したことを証することで、その治療行為の適法性を担保するものです。したがって、これらの書面には、患者がその治療を受けるかどうかを判断するために必要な項目、すなわち具体的な治療行為の内容やリスクの説明が記載されることとなります(当該説明部分のみを記載した書面を『説明書』として承諾書とは別に交付するケースもあります。)

3 各書面の効用及び作成上の注意点

(1)歯科診療契約書/治療費承諾書

契約書は、約束を記載した書面ですから、約束していないと主張する相手に対し、約束の存在を証明する効用があります。

そのような重要な効用があるにもかかわらず、歯科診療契約において契約書が作成されない大きな理由は、保険診療において診療報酬額が法律上明確に定められていることにあると考えられます。つまり、歯科医院は、契約書で明示しておかなくても、実施した治療行為が明らかであれば、診療報酬を受領する権利を有していることを証明できるため、契約書作成のメリットが感じられないのです。

翻って、治療費について法律上の後ろ盾のない自由診療については、治療費の額を明示した契約書か、

少なくとも治療費承諾書を交わしておくべきといえるでしょう。その場合、治療費の総額を明示するとともに、治療が途中で終わった場合の扱いも取り決めておくことでトラブルを未然に防ぐことができます。

(2)治療内容についての承諾書等

具体的な治療についての説明書や承諾書等は、治療行為の適法性を担保するとともに、そこに記載された具体的な治療行為の内容やリスクを歯科医院が患者に説明したことを証明する効用があります。つまり、歯科医院が患者に対して負っている説明義務を歯科医院が履行したことを証明する手段になります。

したがって、これらの書面には、治療のリスクとして、診療当時の一般的な認識に基づき、出現頻度の高い合併症や、一定の出現頻度のある重篤な合併症を記載しておく必要があります。また、治療内容については、歯式(チャート)を用いて具体的な治療内容を特定することも有用です。

もちろん、臨床現場においては、ただ単に説明を記載した書面を交付するだけでなく、患者が真に理解して治療選択しうるだけの説明を行うことが肝要です。患者の特性を踏まえ、口頭での説明を含め十分なコミュニケーションを行っていただくようご留意いただきたいと思います。

4 作成例

インプラント治療についての説明書・確認書、手術同意書、治療費の見積書の作成例については、公益社団法人日本口腔インプラント学会が下記ホームページで紹介しています。

<https://www.shika-implant.org/publication/dl/riskmanagement2015.pdf>



次ページに、上記ホームページ掲載の治療説明書、説明確認書、インプラント料金見積書が交付されているという想定で、治療費や治療内容について包括的に患者の承諾を得る承諾書の簡単な例を紹介いたしますので、参考にいただければと思います。

承諾書(例)

〇〇歯科医院 院長殿

- 1 私は、貴院においてインプラント治療を受けるに当たり、診断結果や治療方針につき別紙治療説明書のとおり十分に説明を受け、説明確認書のとおり内容を理解しました。
- 2 インプラント治療にかかる費用については、別紙インプラント料金見積書に従い支払うことを承諾します。
- 3 インプラント治療に関する歯科診療契約を解約する場合は、解約する時点までの治療の程度に応じた治療費を支払うことを承諾します。
- 4 上記のほか、貴院での診療に関しては、貴院及び貴院医師の指示に従うことを承諾します。

_____年____月____日

氏名_____